

国内クレジット認証委員会御中

審査結果概要書

平成 21 年 12 月 2 日

審査機関名：SGS ジャパン株式会社

1. 排出削減事業の概要

排出削減事業名	灯油ボイラから木質バイオマスボイラへの更新及び灯油ボイラの更新プロジェクト
排出削減事業者名	島根県
排出削減共同実施事業者名	丸紅株式会社
事業実施場所	島根県立 三瓶自然館サヒメル（島根県大田市三瓶町）
事業の概要	灯油ボイラ 1 台を木質バイオマスボイラ 1 台及び高効率灯油ボイラ 1 台に更新することによって、CO ₂ 排出量の削減を図るものである。 灯油ボイラを、木質バイオマスボイラへ更新することによって、カーボンニュートラルが適用されるため、CO ₂ 排出量が削減できる。また、木質バイオマスボイラのバックアップ用として更新する灯油ボイラも、従来の灯油ボイラより高効率であるため、エネルギー削減が可能である。
排出削減量の計画	51 tCO ₂ /年（事業実施期間合計：204 tCO ₂ ）
国内クレジット 認証期間	開始日 2009 年 7 月 1 日 終了予定日 2013 年 3 月 31 日
排出削減方法論	方法論番号 001 ボイラの更新

2. 審査結果

本事業は、排出削減事業の要件に適合している。

3. 実施した審査手続の概要

審査手続により、以下の排出削減事業の認証の要件の妥当性を確認している。

要件	審査手続
日本国内で実施されること	<p>事業計画が日本国内で実施されていることを、事業サイトを訪問して確認した。</p> <p>排出削減事業実施場所：島根県立 三瓶自然館サヒメル 〒694-0003 島根県大田市三瓶町多根 1121-8</p>
追加性を有すること	<p>1) 本事業は、法的義務等の遵守のために計画されたものではなく、CO₂ 排出量の削減を目的として実施されたことを、関係者への質問等により確認した。</p> <p>2) 排出削減事業を実施せず、設備更新を行わない場合、既存設備を継続して利用できることを、現地において機器のメンテナンス記録などで確認している。</p> <p>3) 排出削減事業の投資回収年数は 50 年である。投資回収年数計算の根拠データについて、質問及び検算、関連証憑との突合により正確性を確認している。</p> <p>投資回収年数が 50 年と長いことにもかかわらず、この事業を実施したことの大きな要因は、島根県の豊富な森林資源を木質バイオマス燃料事業という形で「地域活性化」に結びつけるという観点で需要先を作ること、「自然博物館」という施設の性格上、化石燃料ボイラからバイオマスボイラに転換したいという島根県の強い意向と SR 効果を検討したことによる。</p> <p>4) 島根県は、環境への貢献に取り組んでいる。また、対象施設が「三瓶自然館サヒメル」にあることから、国内クレジット制度の活用により、大きな SR 効果が得られる見込みであることが大きな事業実施の一因となっている。</p>
自主行動計画に参加していない者により行われること	<p>排出削減事業者及び共同実施者へのインタビューにより、当事業者が自主行動計画制度に入っていないことを確認している。</p>
排出削減方法論に基づいて実施されること	<p>1) 本排出削減事業は、承認済排出削減方法論 001 に基づき排出削減量を計算しており、また、方法論の適用条件を満たしていることを確認している。</p>

	<p>適用条件1については、既存ボイラ並びに新設ボイラ(木質バイオ燃料、高効率型灯油)の機器仕様書(カタログ)を参照し、灯油ボイラは高効率の空調設備に更新されたことを確認している。木質バイオマスボイラについては、効率のカタログ値は、既存の灯油ボイラより劣るが、木質バイオマスボイラであるため、条件を満たす。</p> <p>適用条件2については、既存ボイラ1台の過去の点検記録を現場にて確認している。また既存設備の導入時期が、1991年であり、耐用年数の著しい超過に当たらない。</p> <p>適用条件3については、事業実施前及び実施後のボイラで精算した温水が、継続的に自家消費されている状況であること、今後も継続することを、現地視察及びヒヤリングによって確認している。</p> <p>2) その他、バウンダリの設定、ベースラインの設定、リーケージの特定、排出削減量、モニタリング方法が適切であることについて、それぞれ質問と関連証憑により確認している。</p> <p>特にリーケージについては、木質バイオマス(ペレット)の輸送、木質バイオマスボイラが既存灯油ボイラから160m離れた場所に設置されたことによる「熱損失」と「ポンプの電力使用量増加」が考えられるが、当該排出量を確認した結果、排出削減量の5%未満であることを確認した。</p> <p>また燃料となるペレットについては、製材所等における木皮を除いた端材(即ち、未利用の木材)から製造されているものであることを確認した。</p>
--	--

上記の詳細については、別紙「排出削減事業の要件についての確認事項一覧」を参照すること。

4. 特記事項

投資回収年数については、補助金を除いた純投資額をもとに算出している。

以上